# 要　求　水　準

## １　はじめに

近江八幡市立島小学校は、明治 8 年に誕生し、昭和 48 年 8 月に現校舎が完成した。その後、昭和 52 年 3 月に屋内運動場が建設され現在に至っている。プールについては昭和 45 年に完成したものである。

近年、少子高齢化の波により児童数の減少傾向が進んでおり、加えて平成 17 年度に実施した校舎の耐震２次診断の結果、校舎棟は「大規模な地震により倒壊または崩壊の危険性がある」という判定結果が出された。

島小学校の現校舎以前は２階建ての木造校舎であり、第２次大戦以前は「郷土教育」の実践校として、日本各地から授業の視察に訪れる程の学校であった。昭和５年には子どもたちが郷土を細かく調査したものをまとめた「島村郷土読本」が全戸配布されたり、学年園を作り実践的な農業実習が学校と地元の協力で行われていた。また、昭和１５年には横浜シネマ会社が教育状況を映画に収録し全国に紹介され、学校長は全国各地に招かれ講演をされた。

昭和３０年代には環境緑化に取り組み、滋賀県主催のコンクールでは３年連続１位になる等の歴史がある。現在の小学校では恵まれた自然環境を生かし、農園実習や菜の花エコプロジェクト、蜂蜜搾り、田んぼの学校、島アドベンチャーウォークラリー等の活動が行われている。

島環境小学校基本構想策定委員会では、以下の「島環境小学校づくりの目標」を定めている。

１．自ら学び、いきいきと、心豊かで、たくましく生きる子どもを育てる学校づくり
２．自然環境を生かし島地区ならではの体験が出来る学校づくり
３．島地区の文化の拠点、地区センターとなる学校づくり
４．永く愛され使い続ける学校づくり

島小学校は児童生徒が一日の大半を過ごす学習･生活の場であるとともに、災害発生時には地域住民の避難場所となるなど、大変重要な役割を担っており、校舎の耐震対策はもちろん、低下傾向にある児童の教育環境水準を回復させる必要もあることから、既に約 2,800 ㎡の用地を拡張し、合計約 18,000 ㎡の敷地に平成 25 年 4 月開校を目指して、屋外運動場の整備、新校舎の改築、既設屋内運動場の大規模改修及びプールの改築を行うこととした。

一方､近江八幡市協働のまちづくり基本条例が施行され、このなかで定められている、学区単位での協働のまちづくりの主体であり、今後の分権時代に対応した様々な権限委譲の受け皿となる｢学区まちづくり協議会｣の活動拠点として、島学区においても、現コミュニティセンターの耐震性能が劣るため､防災機能も含めた新しい｢地域コミュニティセンター施設｣を早急に建設する必要がある。

そこで今回、島小学校の建設に加えて隣接する（仮称）島コミュニティセンター、（仮称）島子ども園の建設を想定した配置計画の提案を含めて、地域の特色を活かした教育文化コミュニティゾーンとして一体的に整備進めようとするものである。

なお、（仮称）島子ども園は、現島幼稚園の敷地および、必要に応じ現小学校のプールを取り壊した跡地を利用すること、また、（仮称）島コミュニティセンターは、現小学校

およびJA倉庫跡地、現島コミュニティセンターの敷地を利用して、新校舎を含む総合的な提案を望むものである。これら提案による工事は本事業に含まれないため、施設相互の構成、新校舎との連携、ならびに配置計画およびブロックプラン等程度の提案にとどめるものとする。

本事業の実施にあたっては、各企業が独自に持つ高度な創造性、技術力、ノウハウあるいは豊富な経験等の活用により、高品質でかつトータルコスト縮減や工期の短縮等を図るため、本業務の発注方法を「設計・施工一括発注方式」、設計・施工業者の選定方法を、提案価格および技術提案書等により、提案価格以外の評価項目と提案価格を総合的に審査・評価して優先交渉権者を特定の上、契約者を決定するものとする。

## ２　適用

本要求水準（以下「本書」という。）は、本業務の技術提案に求める水準等を示すものであり、本業務にかかる技術提案に適用する。

なお、本書は、本業務にかかる応募者から提出された技術提案書とともに、本業務の設計図書の一部として取り扱う。

## ３　業務内容

（１）契約

本プロポーザルにより特定した優先交渉権者を相手方として、本市で定める予定価格以内で落札の上、下記のとおり4契約に分割する。

① 島小学校校舎棟整備工事

契約期間　　契約日～平成26年8月29日(金)

ただし、校舎棟は、平成25年3月31日までに完成させ、平成25年度から供用開始できるよう計画すること。

② 島小学校グラウンド等外構工事

契約期間　　契約日～平成26年8月29日(金)

教育環境に最も影響の少ない時期に施工し、全く使用できない時期を極力減らす配慮を行うこと。

③ 島小学校プール改築工事

契約期間　　契約日～平成26年8月29日(金)

平成25年のプール使用完了後、次シーズンまでに完成のこと。

④ 島小学校屋内運動場大規模改修工事

契約期間　　契約日～平成26年8月29日(金)

（２）日程

業務内容ごとに、概ね別添「島小学校等整備事業スケジュール案」の日程を設定しているが、技術提案の内容により一部変更することがある。

（３）敷地条件

１）所在地　近江八幡市島町地先

２）敷地面積　　　約 18,024 ㎡（コミュニティセンター、JA 跡を含む、島幼稚園
敷地除く）

３）地域・地区等　市街化調整区域

４）形態規制

・建ぺい率　70％

・容積率　 200％

５）その他

敷地に関する規制内容やインフラ整備状況については、適宜関係機関および各管理者に確認を行うこと。

現況配置図
付属棟(除却)
屋内運動場(存置)
大規模改修
校舎棟(除却)
(仮称)島子ども園
(別途工事にて改築)
島幼稚園
島小学校
三角地
島公民館
プール棟(除却)
学校倉庫(除却)
JA店舗跡地
(本事業にて別途購入予定)
南東用地
(仮称)島コミュニティセンター
(別途工事にて改築)
島コミュニティ消防センター
専称寺
近江八幡島郵便局
近江八幡線
自転車道
0 12.5 25 50 75 100
メートル
N
S
E
W
-92014.508
-92508.508
7452.024
7772.024

（４） 工事概要

１）島小学校整備工事

① 校舎改築工事ならびに外構整備工事
② 現校舎及び付帯施設解体撤去工事
③ 校舎改築工事に伴う既存屋内運動場改修及び接続工事
④ 緊急給水システム設置等及びプール改築工事
⑤ 造成工事を含む新屋外運動場整備工事
⑥ 新屋外運動場整備工事に伴う隣接地との取合工事
⑦ 新屋外運動場整備工事に伴う既設河川移設工事
⑧ 拡張用地（三角地、南東用地）を含む外構全般整備工事
⑨ 現プール解体撤去工事および解体後の整地工事
⑩ 駐車場整備工事
⑪ 上記各工事に伴う附帯工事

（５） 調査・申請・設計・工事監理業務

請負者は、本書および技術提案に基づき、「（４） 工事概要」にかかる次の業務を行うこと。

① 設計および工事監理業務
② 設計および申請に必要な調査、申請
③ 既設校舎のアスベスト・PCB 調査
④ 校舎、コミュニティセンター等設計に必要となるボーリング調査（深度 10ｍ、6 カ所程度）並びに標準貫入試験等地質調査業務一式
⑤ 電波障害調査、井戸水現況調査等近隣対策調査一式
⑥ 工事の実施に必要な各種申請業務
⑦ 仕様や建設費等に係る適正かつ明確な比較検討資料
⑧ 島小学校教職員及び地域住民に対する設計案の意見交換と改善提案

※ 各種申請業務において、手数料の必要な場合は請負者が負担すること。

（６） 施工業務

請負者は、本書、技術提案書、建設工事請負契約書および契約締結後に作成した設計図書に基づき、次の施工業務を行うこと。

① 施工および施工関連業務
② 施工に伴う近隣対策業務（電波障害対策、工事説明会の実施等）
③ 施工に伴う各種申請業務

※ 近隣対策業務および各種申請業務において、手数料・検査料等の必要な場合は請負者が負担すること。なお、申請にかかる手数料等は、別紙を参照のこと。

（７） その他業務

関係機関等との協議への出席・説明・とりまとめ等。

## ４　技術提案

（１）プロポーザル参加者は、技術提案書作成要領に基づき、積極的に創意工夫を行って、技術提案書により技術提案を行うこと。

（２）技術提案は、後記「６　要求水準」を満たすものであること。

## ５　技術提案書

（１）技術提案書の作成および提出に要する費用は、プロポーザル参加者の負担とし、提出された技術提案書は返却しない。

（２）提出した技術提案書は、書き換え、引き替え、または撤回することはできない。

（３）技術提案書に虚偽の記載をした者が行った技術提案は、無効とする。

（４）技術提案書の中で、特許権、実用新案権、意匠権ならびに商標権および法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用することとした場合、原則としてプロポーザル参加者がそのことに対する責任を負う。

## ６　要求水準

入札参加者が技術提案において満たさなければならない最低限の水準は、以下のとおりとする。

（１）基本要求水準

１）業務全体について

1)　関係法令等を遵守すること。

2)　「島小学校基本計画（抜粋）」を熟読し環境小学校の趣旨を理解し、ライフサイクルコストの低減および維持管理のし易さに配慮すること。

3)　近隣の住居環境に十分配慮し、地域に根ざした計画とすること。

4)　地域の特色を活かした教育文化コミュニティゾーンとして一体的な整備となるよう全体計画を行うこと。

5)　教職員、施設関係者、関係団体、地域住民等との意思疎通を十分に図りながら設計を行なうこと。

２）施設計画について

周辺環境への配慮

1)　夜間照明、屋外放送設備、電波障害、井戸水等、近隣の住環境等に対し悪影響が生じないよう対策を十分に講じること。

３）交通、安全、防犯への配慮

1)　駐車場およびその出入口は、敷地内の動線や接続する道路の状況等に十分配慮し、安全な位置に配置すること。

2)　駐車場の出入口は、交差点、人の出入りが多い場所から十分に離隔するとともに、敷地内および周辺道路の歩行者等の安全に配慮した位置に計画すること。

3) 敷地内通路等は、できるだけ歩行者と車両の動線を分離するとともに、路上駐車を抑制するような設計とすること。

4) 駐車場、敷地内通路等については、視認性、照度の確保等防犯性の向上に配慮すること。

（２） 施設整備全体に関する要求水準

１）インフラの引き込み、接続整備について

インフラの引き込み・接続については次のとおりとする。なお、引き込み・接続の位置、容量、仕様、施工区分、費用分担等については、道路管理者を含めた各公共管理者（電気、電話事業者を含む）と十分な協議調整のうえ計画すること。

① 上水道 島小学校と（仮称）島コミュニティセンターについては別引込とする。新たに必要となる上水道負担金については市負担とする。

② 浄化槽 小学校・コミュニティセンターは別敷地と考え、それぞれ合併浄化槽を新設する。小学校については既存の屋内運動場はもとより、プール、屋外便所等の排水も処理する施設とする。なお、プール排水は浄化槽排水外と考える。設置については、全て請負者負担で施工すること。

③ 電気 島小学校については、関電柱の再配置協議を行い、引き込むこと。また、（仮称）島コミュニティセンターについては別引込とする。
また、必要に応じメーターの申込申請を行なうものとする。

④ 電話 島小学校については、ＮＴＴと再配置協議を行い、引込経路を計画整備すること。

○：既設の権利を使用 ●：新規

| | 上水道 | 浄化槽 | 電気 | 電話 |
|---|---|---|---|---|
| 島小学校 | ○ | ● | ○ | ○ |
| 以下、別途工事 | | | | |
| （仮称）島子ども園 | ○ | ● | ○ | ○ |
| 島ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ | ●※１ | ● | ○ | ○ |
| 島放課後児童ｸﾗﾌﾞ（ｺﾐｾﾝ内） | ● | ｺﾐｾﾝ共用 | 子ﾒｰﾀｰ | ● |

※１ 提案により新引込となる場合あり

２）既存校舎の解体撤去について

特に、既存校舎の解体撤去については、次のとおりとする。

1) 建物内の残存家具、附属建物、植栽、浄化槽、地下工作物等も含め解体撤去のうえ、適切に処分すること。なお、浄化槽は解体前の汚泥の引き抜きを含むものとし、アスベスト、PCB 等有害物質については設計段階で確認調査の上、施工時に適切に処理を行うこと。

※植栽

可能な限り既存を再活用、移植。

※浄化槽

基本全撤去であるが、重大な支障が生じる場合は、底を抜き GL-2ｍ程度までの撤去とする。

※アスベスト

平成 17 年調査時点では飛散性アスベストの含有が疑われる仕上げ材は確認されなかったが、解体前は再度調査し適切に処理すること。

※PCB

照明器具の安定器、キュービクルのトランス、コンデンサ等に含まれている可能性がある。

2) 工事関係者の安全確保や労働環境保全に十分配慮すること。
3) 本工事により発生する騒音、振動、排水、臭気、粉塵等、近隣に対する悪影響等が生じないよう十分配慮すること。
4) 工事時間（重機の稼働時間、搬出入時間等）については、周辺住民に十分配慮した時間帯とすること。
5) 工事エリアは万能塀（H=3m）等で囲み、工事エリア外での建築資材の仮置き、現場事務所等の建築、駐車等を生じさせないこと。
6) 周辺道路の交差点部、工事車両の出入口部等必要な箇所には交通誘導員等を適切に配置し、工事期間中の周辺環境の安全性を確保すること。
7) 工事エリア内に監督員事務所を設けること。また、監督員事務所には、机、椅子、書棚、ホワイトボード、ゴム長靴、雨合羽、保護帽、安全帯、衣類ロッカー、請負者加入電話の子機、冷暖房機器、消火器等監督員の指示による備品を設けること。
8) 本工事により発生する建設廃棄物および特定建設資材廃棄物は、関係法令等を遵守し、適正に処理し、市に報告すること。

３）施設の共用化について

1) 別途工事として（仮称）島コミュニティセンターを計画している。
2) 既存の屋内運動場を大規模改造（本業務）し使用するので、新校舎や校庭の配置はその位置関係や動線を十分に考慮すること。
3) 児童アプローチや校庭等の小学校の様子をコミュニティセンターから十分に把握でき、地域の目で児童の安全を見守ることが可能な計画とする。また小学校の管理諸室からもコミュニティセンター等の様子が把握しやすいようにする。
4) 小学校施設の一部を地域開放しやすい配置とする。
5) 現公民館の南東に島コミュニティ消防センターおよび島雨量観測局があり、整備後も災害時には本施設を引き続き使用することを予定している。
6) 小学校の地域開放ゾーンは管理区分が明確となるよう計画すること。また開放用出入口は分かりやすく様子が把握しやすい場所とする。
7) 島小学校、（仮称）島コミュニティセンター利用者のために合計 90 台程度収容できる駐車場を整備すること。なお、駐車場の配置は関係する各施設の敷地として振り分けるものとするが、設置場所が分かれた場合においても、全て本工事とする。

（３）各施設に関する要求水準

## １）島小学校

島小学校は、その恵まれた立地から環境教育に特化した小学校いわゆる「島環境小学校」として市の重要施策の１つとして改築計画を行なってきた。島小学校および周辺の豊富な教育題材を活かし、島小学校ならではの教育プランを生み出し、市内外からその教育を望まれるような施設としたい。

本業務では、本市の「島小学校基本計画」をもとに、他市にない新たな「環境学習」の取り組みの活動拠点として技術提案を求めるものである。

1)　現況

施　設　の　概　要

| 現況の用地 | 敷地面積（㎡） | 整備後の用地 |
|---|---|---|
| 校舎敷地 | 約 5,200 | 校舎、駐車場、ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ等 |
| 屋外運動場 | 約 6,100 | 校舎、屋外運動場 |
| 増設敷地<br>（三角地、旧市道、南東用地） | 約 4,000<br>（公簿面積を含む） | 駐車場・グラウンド等<br>※２ |

| 施設名 | 構造 | 階数 | 延床面積（㎡） | 備　考 |
|---|---|---|---|---|
| 校舎 | RC | 2 | 2,047 | 解体 |
| ポンプ室 | — | — | — | 解体 |
| プロパン庫 | — | — | — | 解体 |
| ｷｭｰﾋﾞｸﾙ | S | 1 | — | 解体 |
| 図工室 | S | 1 | 63 | 解体 |
| 仮設校舎 | S | 1 |  | 解体 |
| 屋内運動場 | S | 2 | 670 | 大規模改修 |
| プール | RC | 1 | — | 解体 |

※２　増設敷地に建築物等を建築する場合は開発許可、学校敷地以外の敷地を学校敷地として利用する場合は建築許可が必要となる可能性がある。

平成 23 年度以降の児童数と実学級数の推計

| 年度 |  | 1 年 | 2 年 | 3 年 | 4 年 | 5 年 | 6 年 | 特別支援 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| H23 | 児童数 | 17 | 21 | 15 | 16 | 23 | 15 | 4 | 111 |
|  | 実学級数 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 | 8 |
| H24 | 児童数 | 23 | 17 | 21 | 15 | 16 | 23 | 3 | 118 |
|  | 実学級数 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 | 8 |
| H25 | 児童数 | 16 | 23 | 17 | 21 | 15 | 16 | 1 | 109 |
|  | 実学級数 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 7 |
| H26 | 児童数 | 15 | 16 | 23 | 17 | 21 | 15 | 1 | 108 |

| | 実学級数 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 7 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| H27 | 児童数 | 8 | 15 | 16 | 23 | 17 | 21 | 1 | 101 |
| | 実学級数 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 7 |
| H28 | 児童数 | 22 | 8 | 15 | 16 | 23 | 17 | 0 | 101 |
| | 実学級数 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 6 |
| H29 | 児童数 | 16 | 22 | 8 | 15 | 16 | 23 | 0 | 100 |
| | 実学級数 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 6 |

※ H23 年度は、平成 23 年 5 月 1 日現在の在籍数

※ H24 年度以降は、平成 23 年 3 月 31 日現在の住民基本台帳からの推計

※ 1～3 年生は、1 クラス 35 人学級で算定

教職員の現況と職員室の必要自席数　（平成 23 年 7 月 1 日現在）

| | 職務概要 | 男 | 女 | 合計 | 職員室の必要自席数 |
|---|---|---|---|---|---|
| 校長 | 校務（学校運営上の必要な一切の仕事）をつかさどり、所属職員の監督 | 1 | | 1 | 1 |
| 教頭 | 校長を助け、校務を整理する<br>必要に応じて児童の教育をつかさどる | 1 | | 1 | 1 |
| 教諭 | 児童の教育をつかさどる | 3 | 6 | 9 | 9 |
| 臨時講師 | 教諭に準ずる職務に従事する | | 1 | 1 | 1 |
| 養護教諭 | 児童の養護をつかさどる | | 1 | 1 | 1 |
| 臨時養護教諭 | 養護教諭の職務を助ける | | | 0 | 0 |
| 学校栄養職員 | 学校給食の調理、配食及び施設設備等に関し、指導、助言を行う | | | 0 | 0 |
| 事務職員 | 上司の命を受け、学校事務に従事する | | 1 | 1 | 1 |
| 調理員 | 学校給食の調理を行う | | 2 | 2 | 2 |
| 用務員 | 学校の環境の整備およびその他の用務を行う | 1 | | 1 | 1 |
| 少人数指導（非常勤） | 各教科でグループ別、習熟度別等の指導や教師間の協力的な指導を行う | | | 0 | 0 |
| 日本語指導（非常勤） | 日本語指導が必要な外国籍児童の日本語、生活適応、教科の指導を行う | | | 0 | 0 |
| 知的複数指導（非常勤） | 特別支援学級で児童が 7 人以上在籍する学級において、指導を行う | | | 0 | 0 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 初任者補充（非常勤） | 新規採用者の校外研修に際して、初任者の学級の授業等を行う | | 1 | 1 | 1 |
| 小学校教育相談 | 学校不適応、集団不適応に対して、児童及び保護者のカウンセリングを行う | | 1 | 1 | 4 |
| 特別支援教育支援員 | 発達障害や障害のある児童に対し、学校生活の介助や学習活動の支援等を行う | | 1 | 1 | |
| 特別支援教育学生支援員 | 発達障害や障害のある児童に対し、学校生活の介助や学習活動の支援等を行う | | | 0 | |
| 理科支援員 | ５・６年生の理科の授業における観察・実験の準備・後片付け、支援等を行う | | | 0 | |
| スクーリングケアサポーター | 子どもと年齢が近い不登校児等に、遊びや対話等の交流活動、学習支援を行う | | 1 | 1 | |
| 外国語指導教員 | 外国語（英語）を指導 | | 1 | 1 | |
| 学校支援地域本部事業コーディネータ | | | 1 | 1 | |
| 合　計 | | 6 | 17 | 23 | 23 |

緊急雇用で図書室整理職員 1 名（女性）

2)　全体的な要求水準

校舎の規模について

1　新校舎の規模は 2～3 階建（現校舎 2 階、小学校敷地内に設置する）延床面積 3,110 ㎡程度とする。

工事用進入路及び関連対策について

2　工事用進入路は、現グラウンド南東部のバックネット付近からの仮設入り口を想定すること。

3　現島小学校敷地南側に「島雨量観測局」がある。提案内容によっては、同施設の移設等が必要になるため、敷地内での移設場所の提案を行なうこと。また、工事施工時には同移設にかかる協議および費用の負担を行なうこと。

4　工事用進入路として使用するについては、児童の通学や近隣住民に対する安全確保のため学校、地元関係者と十分協議の上、仮設計画を立てること。

5　小学校グラウンド造成工事から校舎建設及び外構工事期間中に（仮称）島コミュニティセンター改築工事及び（仮称）島子ども園改築工事の別途発注があった場合は、同工事の施工業者と仮設工事並びに本工事に係る搬出入動線や区画等について市を含めた３者で協議、調整を行うこと。

交通、防犯、安全について

6　児童の安全確保を図るため、学校内にあるすべての施設・設備について、児

童の多様な行動に対し十分な安全性を確保した計画とすること。

7 児童の利用に際し、吹抜け等の危険が予想される箇所には安全柵・ネット等を設けて、安全性を確保すること。

8 窓には、強化ガラス等を採用する等、ガラス面の衝突安全性を確保すること。

9 使用する材料は、健康に十分配慮することとし、ホルムアルデヒドや揮発性有機化合物等の化学物質を削減するとともに、建設時における環境汚染防止にも十分に配慮すること。

10 防犯上の安全性を確保するため、屋外空間や半屋外空間を含めた学校領域を明確とし、死角を作らず、職員室や事務室、教室まわりの教職員の居場所からの視認性に配慮すること。

11 管理上の戸外作業や給食運搬等のためのサービス用車両等の一時駐車のためのサービスエリアを適切な位置に配置すること。

12 学級教室はオープンスペースを組み合わせ、前後の学年でまとまりを取り配置する。学級教室とオープンスペースは落ち着いた学習生活環境となるように配慮するとともに、全校児童のつながり、交流を重視した計画とする。

13 夜間や休日における建物内への侵入犯罪等の発生を把握し、適切に対応するため、既設警備会社と連携した防犯監視システムを導入すること。

14 屋外各部及び建物内の共用部分等は周囲からの見通しを確保した上で死角となる場所をなくし、どの範囲を何によってどう守るのかが明確になるよう、配置計画、動線計画、建物計画、各部位の設計等について工夫すること。

15 犯罪企図者の動きを限定し、学校の敷地内や建物内等、守る範囲への接近や侵入を妨げ、犯罪を抑止するよう、配置計画、動線計画、建物計画、各部位の設計等について工夫すること。

16 囲障を計画する際、特に防犯の面からは、周辺からの見通しを妨げるブロック塀等は避け、視線が通り死角を作らないフェンス等を採用すること。また、周辺環境との調和を図るため、植栽等と組み合わせることも考慮すること。

17 外部からの来訪者を確認でき不審者の侵入を抑止することのできる施設計画や、緊急事態発生時に、校内各教室・スペース、校長室、職員室、事務室相互間や、警察、消防への連絡等が迅速に行えるよう、既設緊急通報システムを移設し機器が不足する場合は増設すること。

18 開放施設の利用内容、方法、管理方法及び当該学校施設が周辺地域に及ぼす騒音・交通・塵埃等の影響、災害時の対応などを十分踏まえて計画すること。

配置・平面計画について

19 障がいのある児童・教職員等が安全かつ円滑に学校生活を送ることができるように、障がいの状態や特性・ニーズに柔軟に対応できる計画とすること。

20 学校施設を常に教育の場として好ましい状態に維持するためには、日常の点検・補修及び定期的な維持修繕が必要であり、これらを行い易い計画とすること。

21 教材、教具等の運搬や配食などを安全かつ円滑に行うことができるような動線を設定すること。

22 各学年段階における学習内容・学習形態等に応じ、一斉指導による授業、グループ学習、少人数指導による学習など多様な学習集団に弾力的に対応できる十分な広さの多目的スペースを確保し、学年あるいは全校の普通教室から利用しやすい位置に計画すること。

23 コンピュータ教室、図書室等、課題解決的な学習等における児童の主体的・積極的な利用を促す諸室については、普通教室、多目的スペース等と機能的な連携に配慮して配置を計画すること。

24 職員室及び保健室との連絡、便所等との関連に十分留意して位置を計画すること。

25 配膳室は、騒音、異臭等により学習活動等に支障を及ぼすことなく、また、外部から車等の進入がしやすく子どもの安全を考慮した位置とすること。

26 エレベーターの設置については、障がいのある児童、教職員の在籍状況、共同学習や地域住民への開放の計画、学校給食等物品の運搬等を総合的に検討し、位置・規格等を計画し設計すること。

27 校舎内では学年に応じて児童がコミュニケーションや休息を行うためにベンチコーナー等を適切な位置に設置するような工夫を行うこと。

28 児童用便所については暗い・臭い・汚い・怖い等による使いにくい空間イメージがないよう計画すること。

なお、便所内の細かい配慮等については、実施設計中に学校関係者の思いを聴き取り、設計に反映できるよう配慮すること。

屋外運動場・外構関係について

29 敷地拡張部（三角地：現況配置図参照）は、現況地目は「田」であり、建築物等を設置する場合は、都市計画法上の制限または、申請が必要となるので、留意のこと。

30 敷地拡張部（畑）については、造成に先立ち、表面から約 20 ㎝の作土層をスキ取り、一部は市内指定場所に搬入すること。

31 屋外運動場造成に際して旧市道横の河川は蛍の生息する川であるので、計画上止むを得なく付け替えをする場合は自然環境の保全に十分配慮すること。

32 現グラウンド東側には大木があり、計画に際しては伐採･移植･再活用等、地域住民の意識を大切にし、児童が自然と触れ合う学習の場とするなど、地元住民や学校関係者の意見を十分に反映して計画を行なうこと。

33 直線コースは 100m必要（助走路も考慮）、トラックは 200mを目標とするが可能程度確保すること（最低 150m）。

34 少年野球用にホームベースから 70m 程度のスペースを確保し、バックネット、防球フェンス、夜間照明設備（ソフトボール、サッカー程度　平均照度 100lx）を整備すること。

35 グラウンド（少年野球に影響がない程度）や敷地内を芝生化すること。また、散水･スプリンクラー設備を設けること。

36 屋外運動場外周には観覧のためのスペースや、遊具、ランニングコース、体育器具庫(約 50 ㎡)、屋外トイレ等(約 36 ㎡)を設置すること。

37 新屋外運動場及び新校舎敷地の地盤高さについては、現況平面図等から排水、暗渠排水等を考慮し、小学校敷地として最適なものとなるよう計画すること。
38 学校敷地に接する範囲の改良工事については、道路側溝を設置の上舗装復旧すること。
39 新屋外運動場は平成 24 年度の 2 学期（平成 24 年 9 月 1 日）から使用出来るよう、施工計画を立てること。

防災対策について

40 学校施設は、地震等の災害発生時には地域住民の応急的な避難場所としての役割も果たすことから、（仮称）島コミュニティセンターとの機能分担も勘案しながら必要な計画をすること。
41 非常時の生活用水や飲料水が 3 日間以上確保できる設備を有すること。
42 浄化槽は災害時の使用を考慮して、非常用の電源を確保するとともに、応急的に排水槽等に利用できる構造とすること。
43 施設および、設備に非常用電源等の設備を設けるなど、災害時に使用することを考慮すること。

エコ・環境対策について

44 照明は高効率照明を選定し、適切な位置に配置すること。また、省エネルギー等の観点からは、センサー等を利用した方式を選定することも考慮すること。
45 ごみのリサイクルの推進のため、ごみの保管場所や分別のための場所について計画すること。
46 ごみの減量化、環境教育の教材として、生ごみの堆肥化のための施設を設置すること。
47 設備機器・システムは、省資源・省エネルギーに配慮して計画し、設計すること。
48 水資源を無駄なく有効に利用するために、節水型機器の導入、雨水の便所洗浄水や校庭散水への利用、プール水の循環利用、排水再利用など水資源を無駄なく有効に活用する工夫を検討すること。
49 各室・空間の利用内容、利用状況等に応じエネルギーを効率的かつ適切に供給することができるよう平面計画及び各室計画と併せ総合的に検討して計画し、設計すること。
50 資源の再利用や、自然環境等に配慮した施設づくりを行うこと。
51 維持管理がし易いように配慮するとともに、特に外部仕上げについては、断熱やメンテナンス方法等を十分工夫し、建物の長寿命化を図ること。
52 緑化は児童に落ち着きや安らぎを与えるとともに環境負荷の低減にもつながることから、校庭や屋外運動場については将来の樹木の生長やメンテナンスの容易性を十分考慮し、適切な植樹や芝生化を行うこと。
　また、敷地内の各施設などの規模、配置等との釣合や自然学習環境として

の役割に留意するとともに、既存樹木の活用も配慮しながら敷地内に均衡よくそれぞれにまとまりを持たせて配置すること。

53 木材の温かみ、優しさ、癒し効果等の特性を活かして、潤いと安らぎのある空間づくりを図ること。

例えば教室・廊下等の内装材への地域産木材の使用、普通教室の児童用ロッカーを耐久性のある木製とするなど木材を活用した教育環境づくりに十分配慮すること。

54 ライフサイクルコストの面から幅広い検討を行い、例えば地中熱利用による換気システム、建物の外断熱化、窓面の熱損失の低減、管理諸室の窓に電動外付ルーバーの使用など、環境負荷の低減、新エネルギー、自然共生等に対応した整備を組み合わせることによって、なるべく空調設備への依存が少なくなるような計画を行うこと。

55 太陽光発電の導入する場合は、規模の選定理由および、利用方法の明示ならびに、稼動状況計測監視システムにより、24 時間体制の監視状況の監視はもとより、大型ディスプレイ等を使い、児童に太陽光発電システムのしくみや発電状況、環境問題への貢献等の情報を提供出来るようにすること。また、節水や節電活動の効果を把握できる参考メーターを設けるなど、他のエネルギーデータについても管理できるシステムを提案すること。

56 施設自体が環境教育の教材として活用されるよう、各社独創的な提案を行うこと。

設備仕様について

57 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）」の建築物移動等円滑化誘導基準に準拠したエレベーター及び、給食の運搬に支障のない大きさ（給食運搬用ワゴン 2 台が無理なく入る大きさ）のエレベーターを 1～2 基設置すること。

58 国の、学校における ICT 環境の整備等の推進の流れを受け、ICT 環境の整備として、下記の項目を本業務で整備する。

・電子黒板及び付属パソコンについては既設品を移設再使用すること。（調整とも）

・基幹配線は光ファイバーを使用し、全校ギガビット対応 LAN を整備する。小学校として最適なグループ構成（本来は最適なグループ構成の条件を示す必要がある）のネットワーク環境を構築すること。

・クライアントサーバシステムとし、プロキシサーバ、ファイルサーバ、データベースサーバ、DNS サーバを最低限確保し、情報セキュリティを踏まえて合理的かつ効率的な組み合わせによりシステムを構築すること。また管理が教職員主体となることを加味して分かりやすさにも配慮する。

・各種 OS、フィルタリングシステム、ウィルス対策ソフト、学習用ソフト等も ICT 環境構築の一環として整備すること。・コンピュータ教室のシステムに加え、教員（原則として校長、教頭、教諭、臨時講師、養護教

諭、学校栄養職員）1 名に 1 台のノート型クライアント PC を導入すること。コンピュータ室のシステム要求

・避難場所となる体育館にも LAN を整備し、災害時に情報受発信を行える環境を整備する。

・市教育委員会と市内学校間のイントラネット構築によりサーバーを集約管理したり、シンクライアントやクラウドコンピューティングによりランニングコストを低減することも考えられる。こうした将来の変化に柔軟に対応しやすいシステムを構築する。

ICT(Information and Communication Technology )：情報技術

59 空調設備冷暖房設備は学級教室、オープンスペース、特別支援教室、小室、用務員室、特別教室、校長室、職員室、放送室、会議室、職員休憩室、保健室、事務室に設置するものとする。また、空調設備機器の選定と設置方法については、省エネや環境対策、快適性に十分配慮すること。

60 CATV 放送受信設備（ハイビジョン・地上波デジタル対応）の設置及び配管配線工事を適切に行うこと。

61 シックハウス対策及び湿気・結露対策として、各諸室において十分な通風と換気ができるよう配慮すること。

62 特別支援教室、理科室や家庭科室等の特別教室、更衣室（シャワー等）、保健室、用務員室、湯沸し室等に、給湯設備を設置すること。

63 衛生器具類は、高齢者及び障害者にも使いやすく、かつ、節水型の器具を採用すること。特に小学校低学年の児童に対して十分配慮し、低学年児童用洋便器を低リップ型とするなど、児童の成長過程にあわせた器具を採用する事

64 児童用トイレの大便器は温水洗浄便座付きの洋式とすることを基本とする。

65 トイレの床及び壁仕上げは児童でも掃除がし易いものとする。日常は拭き掃除とし、必要に応じて水洗いができ、排水できるような下地及び仕上げ、ディテールとする。また、ウェット/ドライの明示およびその選定理由を説明とすること。

その他留意すべき事項について

66 既存の屋外大型遊具、寄贈物件については全て敷地内移設とする。詳細については技術提案をベースに、学校関係者と十分協議の上適切に対応すること。

67 平成 23 年 8 月に現小学校幼稚園側グラウンドの埋蔵文化財遺跡の予備調査を行い、遺跡等がないことは確認済である。

68 学校内では常に大量の児童作品等が展示されることから、各室はもちろん通路スペースについても、可能な限り掲示可能な仕上げとし、ウォールウォッシャー照明など展示のための設備を充実すること。

69 新校舎と既存屋内運動場および新設プールの位置関係や接続方法については、児童がスムーズな移動ができるよう配慮すること。

70 プールの改築については、通常の使用が完了する夏以降に解体し、次期使用シーズンまでに完成引渡を行うこと。外周フェンスは外部からの視線等の遮

断も配慮すること。

3)　主要な所要室（スペース）の要求水準

計画している主要な所要室（スペース）は基本的に下表のとおりとする。ただし、「島小学校基本計画」に記載する内容についても、本項と同等として取り扱うので留意のこと。また、室の利用方法に応じて可能な限り、床・壁等に木質系の仕上げ材の使用を検討すること。なお、各室(スペース)がその目的を果たすために必要な備品・家具・器具・機器類等（下表、特記事項欄の整備例を参照）は、実験器具・工具類・食器・書籍・事務用品・薬品・消耗品等を除き、すべて本業務に含むものとする。また、整備例は参考であり、同等以上の機能、性能、使い易さ等を満足するものとする。

所　要　室　一　覧

| 室名 | 室数 | 室（スペース）の概要 | 特記事項 |
|---|---|---|---|
| 普通教室 | 6 | ・一斉指導に適した環境を用意する。<br>・必要に応じて随時視聴覚、情報機器がすぐに使える環境を用意する。<br>・ランドセルだけではなく児童の荷物が多いことを踏まえ、整理整頓しやすい充実した収納を用意する。<br>・教室環境が雑然とならないように収納スペースは教室と区分して収納コーナーとして設けるなどの工夫を行う。<br>・黒板面の横や下に収納を計画する場合は、扉の付いた収納とする。<br>・体格の違いに配慮した寸法体系とする。<br>・低学年の教室にはデンを設ける。低学年の子どもが床座で 20 人程度集まれる広さとする。心が落ち着く場としてパニックとなった子どもをクールダウンさせる場所とする。 | ・腰から下は木仕上げとする。<br>・備品の整備例<br>補助制度の対象となる造り付け家具を主体とする。児童用机・椅子、教師用机、教師用書類棚、教材・教具棚、児童用ロッカー等収納棚、荷物吊り下げフック等、児童作品等を展示できるスペースおよび全面掲示板、掃除用具入、映写用スクリーン、昇降式平面黒板、画用紙整理棚、カーテン（電子黒板及び付属パソコンについては既設品を移設再使用とする。） |
| オープンスペース | 6 | ・学級教室と視覚的にも空間的にも連続した位置に設ける。<br>・各学年に設置<br>・低学年はワークスペース、中高学年はラーニングスペースと位置付ける。<br>○多様な学習の場<br>・複数学年合同のチーム・ティーチン | ・白板、掲示面、可動間仕切の設置を含むこと<br>・多様な学習活動を支える家具を用意すること。具体的にはグループテーブル・イス、教材棚・プリント棚、掲示パネル等を用意する。<br>・低学年は床座、中高学年は椅子座を中心として整備する。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | グ<br>・グループ学習<br>・個別学習、習熟度別学習<br>・自習スペース<br>○うるおいとふれあいの場<br>・作品展示<br>・談話 | ・無線 LAN<br>・電源コンセントを十分に確保すること。 |
| 小室 | 2 | ・中高学年のオープンスペースには小室を設ける。音の仕切れる個別指導の場としたり、パニックとなった子どもをクールダウンさせる場所とする。 | ・グループテーブル・イス、掲示面等を用意する。 |
| ランチルーム | 1 | ・全校生徒が一同に介して、楽しく食事をすること、「食教育の場」「地域との連携の場」として利用できその他に、異学年交流、地域との交流会、試食会なども可能な空間の提案を求める。<br>・吹き抜け空間とする等、気持ちの良い魅力的な空間とする。<br>・多目的に使えるように関連付けやすい室・スペースを組み合わせる。 | ・専用の大型テーブル･椅子。<br>・大型プロジェクター、スクリーン等視聴覚設備を用意する<br>・簡易ステージを設ける。食事をしていても使えるようにする。 |
| 特別支援教室 | 4 | ・ＬＤ・ＡＤＨＤ・高機能自閉症等の児童・生徒も含め、障がいのある児童が原則として通常の学級に在籍して教育を受けつつ、ひとりひとりの障がいに応じた特別な指導を必要な時間に行う部屋<br>・知的、情緒、肢体、難聴等各種障がいに応じた適切な教室構成<br>(1) 個別指導に適した部屋とする。<br>(2) 自立活動の場<br>・プレイルーム的なスペース<br>・教室近くに畑、砂場を設置<br>(3) リラックスできる場であること<br>(4) 車椅子用トイレ、シャワー室、洗面所、洗濯スペース等子どもの介助ができる設備があること | ・肢体不自由児用の全身が映る鏡（扉付）、歩行訓練用バー、可動式の高床畳等、ひとりひとりの障がいに応じた特別な指導を行なうために必要な備品類を含むこと<br>・1 室は普通教室程度の広さがあり、可動間仕切等によって室の分割が出来ること |
| 給食搬入室 | 1 | 運搬車から直接搬入でき、配膳等が円滑にできる機能を有する部屋 | ・換気設備、流し設備（湯と水）、牛乳と要冷蔵調理済み食品が保冷できる保冷庫を含むこと |

| 教室別 | 室名 | 室数 | 室（スペース）の概要 | 特記事項 |
|---|---|---|---|---|
| | 配膳室 | 各階 | ・給食搬入室およびランチルームに併設するものとする。<br>・各教室でも食事ができるよう、搬入するための運搬台車が収納できる広さを有すること。 | 各室への搬入台車、流し設備（湯と水）、換気設備 |
| | 用務員室 | 1 | 作業室 | ・湯沸し室には、換気設備、ボイラー（200ℓ 以上）、広い流し台、給食お茶用両面戸棚（廊下側は安全のためシャッター等の設備）、大型戸棚、収納スペースを含むこと |
| 特別教室 | 使用目的 | | | |
| 特別教室 | 図工 | | (1) 児童が造形活動を行い、豊かな表現力を育む部屋<br>(2) 用具類、機械類等を扱うので、安全に配慮した部屋<br>・準備室<br>用具類等がすべて格納できること | ・教室に作品展示ケース、準備室に用具類等の格納用整理棚を含むこと |
| 特別教室 | 音楽 | | ・演奏用<br>鍵盤楽器等いろんな楽器に多くの児童がふれ、演奏活動がスムーズにでき、器楽演奏の楽しさを味わうことができる音楽室<br>・準備室<br>・声楽用<br>日常の音楽科の授業において、気軽に成果を確かめ合える音楽室 | |
| 特別教室 | 理科 | | 科学的な知識や概念の定着を図り、科学的な見方や考え方を育てるために、特に物質・エネルギー等の観察、実験や科学的な体験を行う部屋<br>・準備室<br>・暗室（薬品庫） | ・児童の実験が困難な児童のための演示実験スペースを含むこと<br>・容易に暗転できる環境作りを行う<br>・薬品類の気化を想定し、換気設備には十分留意すること<br>・薬品庫は別系統で換気設備を設ける |
| | 家庭 | | ・家庭 1<br>日常の食事と調理の基礎の学習ができる調理室<br>・家庭 2<br>快適な衣服と住まいの基礎ができる被服室（和室） | ・家庭 2 には作業台（児童・教師用）、収納棚、ミシン、アイロン、アイロン台、湯沸設備、食器棚を含むこと<br>・多数のアイロンの同時使用が可能な電気容量を確保すること |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 図書室 | 1 | 学校の文化と情報のセンター的な機能を持った部屋<br>(1) 読書コーナー<br>(2) 読み聞かせコーナー<br>(3) 調べ学習コーナー | ・蔵書数約 5,000 冊と今後の図書購入による収容が可能なこと<br>・地域開放を想定し、開放ゾーンとして児童の主たる居場所とは明確に区分ができる配置とすること<br>・多様な交流の場面を誘発させるコーナーづくりを工夫すること<br>・調べ学習コーナーにＰＣを 2 台設置する |
| | コンピュータ教室 | 1 | ・1 人 1 台のパソコンがあり、作業ができる机と椅子がある部屋<br>・収集した情報をグループで共有・話し合い、整理ができるスペースがある部屋<br>・視聴覚学習の機能を持つ部屋<br>・準備室 | ・教室及び準備室は、二重床、配線ピット等により、配線のための空間を確保し、変更が容易に行える床システムとすること。<br>・教務用パソコン 1 台、教師用パソコン 1 台、児童用クライアントパソコン 35 台、カラーレーザープリンター 3 台<br>・大判プリンター<br>・液晶プロジェクター1 台（天吊り）を含むこと。<br>・スクリーン、ホワイトボード<br>・電子黒板（プロジェクタタイプ） |
| 管理関係室 | 校長室 | 1 | ・校長の執務室としてのスペース<br>・来客の接待・応接のスペース<br>・小会議のスペース（10 人程度） | |
| | 職員室 | 1 | | ・25 人分程度の教職員スペースを確保すること<br>・ |
| | 印刷室 | 1 | ・印刷、コピーができるスペース<br>・仕分け等の作業ができるスペース<br>・学年毎のロッカー（棚）の設置、印刷用紙の保管スペース<br>・手洗スペース | 備品の整備例<br>印刷機（A3 機 1 台、B4 機 1 台）、カラーコピー機＆ファックス、大型シュレッダー、自動紙折り機、自動裁断機、押切器（ペーパーカッター）、ローラーカッター（画用紙）、卓上丁合器、電動パンチ、ラミネーター、製本機、拡大機、オープン書庫（A4）多目的整理スタンド、マップケース（模造紙ロッカー）、引出式用紙整理棚（画用紙ロッカー）、色紙整理棚、カッターマット、掃除用具ロッ |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | | | カー、台車、大型ごみ箱２、ホワイトボード |
| | 放送室 | 1 | 全校に快適に音声や映像を配信できるシステムを備えた部屋 | |
| | 保健室 | 1 | ・応急処置スペース<br>・健康診断スペース<br>・相談スペース<br>・保健委員会活動のスペース<br>・保健事務のスペース | 備品の整備例<br>AED、ペダル式ゴミ箱、薬品庫(備付)、ホスピタルワゴン、手指消毒器、ケース付担架、視力検査器、オージオメーター、身長体重計、座高計、回転椅子、手洗鉢、手洗鉢台、高圧蒸気滅菌器、天吊間仕切カーテン一式、湯沸し器、ベッド・収納ベッド・布団一式、シーツ・毛布、ソファーベッド、ミーティングテーブル・椅子、事務机・椅子、アコーディオンスクリーン、掲示板、ホワイトボード、製氷機、シャワー、足洗い・手洗い場、流し台、オストメイト付き多目的トイレ |
| | 相談室 | 1 | ・児童や保護者のカウンセリングルームとして使用する。<br>・安心して相談しやすい環境とする。 | 部屋の遮音性に配慮すること<br>とくに温かみのある設えとする。 |
| | 会議室 | 1 | 職員全員による職員会議及び校内研究・研修等の部屋 | 50 人程度 |
| | 児童会室 | 1 | ・学校のリーダーがいろんなアイデアを出し合い、作業ができるような部屋<br>・作業ができるスペース<br>・児童会等で作成した資料が保存できるスペース | ホワイトボード、グループテーブル、いす、掲示面、資料整理戸棚、展示棚、ロッカー等<br>ノートパソコン１台 |
| | エレベーター | 1 | ・ユニバーサルデザイン | 定員８人程度 |
| | 職員休憩室 | 1 | ・職員の更衣スペース<br>・休息・休憩等ができるスペース | |
| 玄関 | | 1 | ・職員の出入口<br>・来客用の出入口<br>・車椅子等が円滑に出入できる構造および、手すり等 | ・下駄箱（職員用・来客用）、傘たて、登校旗立、掲示板、校舎案内および会議案内ボード、陳列ケースを含むこと<br>・郵便物が建物の内側に入る設計、職員室付近に物品庫 |

| 昇降口 | 1 | ・子どもの学校の顔としての昇降口<br>・待合のスペース | 来校舎にわかり易い誘導、案内板等の工夫をすること |
|---|---|---|---|
| 廊下 | — | | 掲示板、手洗い施設、作品展示スペースを含むこと。腰から下は木仕上げとする。 |
| 階段 | — | 転倒、転落等がないよう安全に配慮した階段 | 手すりは内周、外周とも設置すること |
| 児童用更衣室 | 男女各1 | 体育及び作業時に更衣できる部屋 | |
| 職員用便所 | 男女各1 | ・男子：小2大2　女子：大3程度<br>・オストメイト対応多目的便所付<br>・様式はすべて温水洗浄便座付 | ・床仕上げは、清潔で日々の掃除が簡単に対応可能なものとする。 |
| 児童用便所 | 男女別各階必要数 | ・臭い、汚い、暗い等5Kのイメージ等が付きまとうスペースから、児童の誰もが気持ちよく使える明るく落ち着ける便所<br>・車椅子等多目的便所付 | ・床仕上げは、清潔で生徒が日々の掃除が簡単に対応可能なものとすること<br>・大便器は洋式を基本とし、すべて温水洗浄便座付とすること<br>・低学年児童用洋便器は、低リップ型とすること |
| その他倉庫・機械室等の必要諸室 | | | |

4) プールの仕様

大プール 25m（4～5 コース）、小プール（別槽：10m×5m程度）

プール槽は FRP 製とし、給排水設備などはメンテナンスのしやすい構造とし、プールサイドは、防滑性を有する仕上げ材とすること。

また、見学用避暑施設、児童用便所（男女）、機械室、自動給水装置等を有し、他の施設との連携を考慮し、渡り廊下や外部からの視線を遮断する設備等の検討をすること。

5) 屋内運動場大規模改造工事の内容

以下の老朽・機能改修を行なうこと。なお各改修は、今後のメンテナンス、ランニングコストを考慮して仕上げ、構造部材等の選定を行なうこと。

・外装（屋根、外装、土間、渡り廊下等）
・内装（床、壁、天井等）
・電気設備（照度の向上、照明昇降機構、拡声装置等）
・舞台機構、幕等
・バスケットゴール、バレーボール等体育器具の更新
・便所の改修および、多目的便所の増設

・倉庫の増設（内向き、外向き）
・天井、窓ガラス、照明等の非構造部材の耐震対策
・防災対応施設としての機能の提案にかかる設備等

6）「学校施設環境改善交付金」等活用予定事業

本事業の実施に際し、文部科学省の「学校施設環境改善交付金」制度の内下記の事業、あるいは独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の「地域新エネルギー等導入促進事業」を活用する予定であるので、技術提案の参考とされたい。

●「学校施設環境改善交付金」関係

1 負担金対象事業

1-1　校舎の新増築

整備資格面積 925 ㎡について、校舎の新増築を行なう。

2 交付金対象事業

2-1　不適格建物の改築

耐震力不足のおよび築後 38 年経過し教育機能上改築せざるを得ない校舎 2,047 ㎡について、耐力度調査の結果、危険校舎と認定されれば不適格改築事業として全面改築を行なう。

2-2　屋外教育環境施設の整備

グランドの表面舗装、芝張、表面排水、暗渠排水、側溝、バックネット、防球用フェンス等の整備費用

2-3　地域・学校連携施設の整備

小学校施設の一部複合化等の手法によって、生涯学習、地域活動、地域との交流の場等の拠点として有機的な連携が図れるよう計画する。

2-4　学校体育諸施設整備事業

屋外運動場を一般住民に開放するための倉庫、照明施設を整備する。

3 特色ある学校づくり事業

3-1　多目的スペース整備事業

少数の児童により構成される集団を単位として指導を行なえるよう、少人数指導に対応した新世代型学習空間（多目的スペース）を整備する。

3-2　環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備推進に関するパイロット・モデル事業

環境負荷の低減や自然との共生に対応した施設を整備するととも

に、環境教育の教材として活用できる施設の整備を行なう。

エコスクールの事業タイプ(参考)

| 事業タイプ | | 事業内容 |
|---|---|---|
| 新エネルギー活用型 | 太陽光発電型 | 屋上･屋根等に太陽電池を設置して､発電した電力を活用する。 |
| | 太陽熱利用型 | 屋根等に太陽集熱版を設置して、暖房、給湯等に利用する。 |
| | その他<br>新エネルギー活用型 | ・風　力　屋上等に風車を設置して、発電した電力を利用する。<br>・地中熱　地中に埋設した換気用チューブに、室内空気を循環させて熱交換する。<br>・燃料電池　LP ガス等から水素を取り出し、空気中の酸素と化学反応させ､水が出来る過程で発生する電気を利用する。 |
| 省エネルギー・省資源型 | | ・断熱化　複層ガラスや二重サッシ等を利用する。<br>・日除け　庇､外付電動ルーバー、バルコニー等を設ける。<br>･省エネ型設備　省エネルギー型の照明器具や空調設備を導入する。<br>・雨水利用　建物の屋根から集めた雨水を貯水槽に貯め、濾過処理をしてトイレの洗浄水や校庭の散水に利用する。<br>・排水再利用　施設内で発生した排水を濾過処理して、トイレの洗浄水等に利用する。 |
| 自然共生型 | | ・建物緑化　建物の壁面や屋上の緑化を行なう。<br>・屋外緑化　校庭芝生化、ビオトープ等を設ける。 |
| 木材利用型 | | 地域材等の利用　内装等を木質化する。 |
| 資源リサイクル型 | | ・リサイクル建材　廃棄材を再利用して作られた建材を使用する。<br>・生ゴミ処理設備　給食の残飯の生ゴミを堆肥化したり、水にして排水しゴミを減らす。 |
| その他 | | ・自然採光　トップライト、ハイサイドライトやライトシェルフを利用し、自然光を取り入れる。<br>・自然換気　吹き抜け等を利用し、自然換気を行なう。<br>・勾配屋根、屋上緑化など積極的な利用 |

●｢地域新エネルギー等導入促進事業｣関連
太陽光発電システムを導入し､電力の活用や環境教育を行なう。

## 2）（仮称）島子ども園

今回、島小学校を中心に、地域の特色を活かした教育文化コミュニティゾーンとして一体的に整備することから、現行の島幼稚園敷地内に、以下に示す規模を満たす園舎の配置計画（ブロックプラン）の提案をおこなうこと。なお、施設を配置するため、現プ

ール用敷地およびアプローチ道（付け替えも可）を利用することも可能とする。
なお、本提案において、施設に必要な敷地形状を明示すること。

① 園舎改修工事
1) 延べ床面積 800 ㎡～1000 ㎡
2) 構造　　平屋建てを想定
② 園児数　およそ 70 名
③ 必要室　0 歳から 5 歳児分として６室（1 部屋約 30～60 ㎡）　および管理諸室、リズム室、調理室、子育て支援室、保健室等
④ 施設敷地の拡張整備工事

### ３）（仮称）島コミュニティセンター

現島コミュニティセンターは、昭和５０年建設で、施設の老朽化も進行し、また、耐震性能も劣ることから、新たな施設の建設が地元から継続して要望されてきた。

一方､本市では平成 22 年 4 月から既存の公民館施設をコミュニティセンターとして再編する計画を進めている。コミュニティセンターは、市と市民による協働のまちづくりを進めるための地域での拠点施設として、かつ、島学区特有の取り組みの中で、守り育てられた地域文化の伝承をはじめ、新たなまちづくりの起爆剤としてその利活用が望まれてきたところである。

また、地域の安全・安心のまちづくりの拠点施設として、小学校や幼稚園との連携を念頭に置いた地域住民の災害時等の緊急避難場所ともなりうる施設を想定し、防災設備を兼ね備えた学区防災の司令塔としての役割も求められている。

今般、島小学校校舎の改築に伴い、島学区の教育文化コミュニティゾーンを構成する施設のひとつとして、遅くとも現校舎解体撤去後、建設に取りかかり平成 26 年 3 月末めどに完成させる計画であるため、本業務においては、これら施設間の連携について配置計画及び、ブロックプランの提案を求めるものである。

なお、本業務にかかる提案は、現コミュニティセンター、JA 倉庫跡地の敷地を含めた学校敷地内での配置計画を行うこととするが、現コミュニティセンター敷地内に新施設の配置提案を行なう場合は、現施設とりこわし後の工事となるため、工程等を熟慮のうえ提案に臨むこと。

２　計画規模

1 建物は現小学校内（三角地を含む）に必要敷地面積を想定して設置するものとし、その規模は、延床面積 1,000 ㎡程度とする。また、共用駐車場の駐車台数(90 台程度)や小学校との連携に十分配慮し適切な階数設定であること。
2 小学校敷地とは別敷地とし､コミュニティセンターとして必要な敷地の形状、境界線を明示すること。
3 小学校と施設の一部共用化（用途上は可分とする）等の手法によって、生涯学習、地域活動、地域との交流の場等の拠点として有機的な連携が図れるよう計画すること。なお、実施にあたっては学校施設における児童の学習と生活に支障がないよう配慮すること。
4 島学区の文化伝承を目的とした諸室を提案すること。

5 生涯学習の場として、調理室（調理台・ガス台 4 台）、工作室（10m×10m 程度）、研修室 1 （8m×8m 程度）、研修室 2（和室 20～30 畳程度）を配置すること。

6 「新教育基本法」のなかで「公民館の設置及び運営に関する基準」で示されている「公民館で必要とされる 5 つの基準」を満たすもので、かつ「協働のまちづくり」の拠点とする「センター」機能を付加した施設とすることを配慮すること。

7 施設を小学校新校舎や幼稚園舎へのメイン通路と対面させることによって、小学校や幼稚園への侵入犯罪等の抑止効果となるなど、児童の安全確保が地域ぐるみで行なえるような配置・平面計画の工夫を行なうこと。あわせて既設島コミュニティ消防センターとの関連も考慮すること。

8 夜間の利用も多い為、訪問者の車や自転車の駐車場・駐輪場への移動が、安全かつ円滑に行えるように配慮すること。

9 各種イベント関係の利用も多い為、大きな物もふくめて資材等についての搬入が円滑に行えるように配慮すること。

10 小学校や(仮称)子ども園と隣接することから、囲障や屋外各部及び建物内の共用部分は防犯に配慮し、周囲から見通しを確保した上でできるだけ死角をなくし、各部分をどのように守るかを明確にし、配置計画・動線計画・建物計画を行うこと。

11 将来、放課後児童クラブ（子どもの家）の運営ができるよう、同用途について建物内の平面構成を考慮すること。なお、当該クラブは、独立した室を要しないが、施設とクラブとの運営に支障がなきよう配慮すること。

12 新たな生涯学習の活動内容、施設として以下のことを想定すること。（環境野外活動：施設）

- ・野外活動広場（工作場含む）：わらぞうり作りなど
- ・野外トイレの設置：外でのイベントで使用‥‥学区体育祭など
- ・倉庫（薪入れ用）、テント等道具室、農業・環境等整備道具入、シャワー室
- ・野外調理・バーベキューなどができるスペース（他のスペースとの共用も可能）
- ・田んぼの学校等の農業体験施設（別敷地）、蛍や希少生物（ﾎﾄｹﾄﾞｼﾞｮｳ）などを飼育するビオトープ施設

### 4） 提案内容の取扱い

（仮称）島子ども園および、（仮称）島コミュニティセンターにかかる各提案内容は、本事業の根幹となることが予想されるため、今後、これらの設計業務の発注がなされた場合、提案内容の全てまたは、その一部を基本計画として採用する場合があるので、了知されたい。

## 7 業務の履行状況の確認

市は、次の各時期に、次に記載するところにより、請負者が前記「６ 要求水準」を満

たし、かつ請負者が行った技術提案の内容に従って、業務を確実に履行していることを確認する。

また、必要と認める場合には、随時必要な確認を行う。

（１）基本設計および実施設計時

請負者は、定期的に市に履行状況を報告し、基本設計および実施設計完了時には、市に設計図書を提出して、その内容について承認を得ること。

なお、その際当初の技術提案書に記載された内容であっても、市は変更にかかる協議を申し出ることがある。変更によって生じた負担については、市と請負者の協議により定める。

（２）計画通知書等申請時

建築基準法に基づく計画通知等に必要な書類の作成および行政手続き上必要な申請を行うにあたっては、請負者は市に対して事前説明および事後報告を行うこと。

なお、各種申請によって設計変更が生じた場合、その負担は原則として請負者が負うこと。

（３）工事施工時

請負者は、建設業法に規定される監理技術者を専任で配置して施工の管理を行い、市に本工事の進捗状況を毎月報告すること。

また、市が要請したときは、請負者は本工事の施工について事前説明、工事現場での説明および事後報告を行うこと。

なお、市が説明または報告を受けたことによって、請負者は、施工に起因する瑕疵担保責任を免れるものではない。

## ８　特記事項

請負者が業務を履行するにあたっての条件は、以下のとおりとする。

（１）設計業務

①　設計および設計関連業務

1 請負者は監督員の指示に従って業務に必要な調査を行い、関係法令等に基づいて業務を処理すること。

2 設計金額が契約金額を下回った場合は、契約金額の変更を行う。

3 請負者は、業務の詳細および当該工事の範囲について、監督員と連絡を取り、かつ十分に打合せをして、業務の目的を達成しなければならない。

4 請負者は、業務の進捗に応じて、業務の区分毎に監督員に設計図書等を提出するなどの中間報告をし、十分な打合せをしなければならない。

5 図面、積算内訳明細書等の用紙、縮尺表現方法、タイトルおよび整理方法は、市監督員の指示を受けること。また、図面は建築工事、電気設備工事、機械設備工事毎に順序よく整理統合して作成し、各々一連の整理番号を付けること。

②　工事の実施に必要な各種申請業務

工事の実施に必要な行政関係手続きについては、関係機関との事前協議を含め、

すべて請負者が行うこと。また、各申請にかかる手数料等の諸費用はすべて請負者負担とする。

③　設計図書の提出

解体設計完了時、新築工事基本設計完了時および新築工事実施設計完了時に、設計図書等を市に提出し、承認を得ること。

なお、著作権は、市又は市及び請負者の共有に帰属するものとする。

④　設計業務に適用する基準

設計業務は、建築基準法等の関係法令の外、以下の諸基準を遵守して履行すること。

1 公共建築工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　最新版）（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）

2 だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例施設整備マニュアル

3 建築数量積算基準・同解説（建築工事建築数量積算研究会制定）

4 建築設備数量積算基準・同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）

5 小学校設置基準

6 小学校施設整備指針

7 学校環境衛生の基準

8 学校給食衛生管理の基準

9 義務教育施設整備基準

（２）工事監理業務

①　請負者は、建築基準法に規定する工事監理者を選定し工事監理業務を行わせること。

②　工事監理者は､請負者を通じて毎月定期的に工事監理状況を市に報告すること。

③　市への完成確認報告は、工事監理者が行う。

④　工事監理業務は常駐監理とする。

⑤　工事監理業務は「民間連合協定監理業務委託契約約款」によることとし、その業務内容は「民間連合協定・建築監理業務委託書」に示された業務とする。

（３）施工業務

①　基本的な考え方

1)　請負契約に定める期間内にすべての施工を行うこと。

2)　施行の際には、特に以下の点について留意して施工計画を作成し、市の承諾を受けること。

1 建設業法および建設リサイクル法他十分に理解のうえ､必要な関連法令を遵守すること。

2 構内および工事関係者の安全確保と環境保全に十分配慮すること。

3 当該地域は集落地にあることから、騒音、振動等を最小限にとどめるとともに、近隣住民の安全には最大限の配慮を行い、近隣地域に及ぼす影響を最小限にとどめるよう努めること。万一既存舗装、その他工作物等を破損した場合にあっては、関係者への対処と合わせ、すみやかに現状復旧を行う

こと。

4 工事期間中作業区域に進入するすべての車両に対して周知徹底すること。

5 当該作業区域への車両の進入にあたっては、交通誘導員等配置のうえ、十分な安全対策を講じること。特に、大型車両の出入りについては留意のこと。

6 無理のない工事工程を立てるとともに、適宜近隣住民等に周知し、作業時間に関する了解を得ること。なお、自治会等行事の内容によっては、行事当日の作業を中止するなど地元に協力するよう努めること。

7 請負者は、工事の内容に応じた火災保険、建設工事保険等を工事目的物に付するものとする。

3) 請負者は、工事実績情報サービス（ＣＯＲＩＮＳ）入力システムに基づき「工事カルテ」を作成し、監督員の確認を受けた後、(財)日本建設情報総合センター（ＪＡＣＩＣ）に提出するとともに、センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを監督員に提出すること。

なお、提出期限は以下のとおりとする。

1 受注時登録データの提出期限は、契約締結後 10 日（土、日、祝日、年末年始を除く）以内とする。

2 完了時登録データの提出期限は、工事完了後 10 日（土、日、祝日、年末年始を除く）以内とする。

3 施工中に受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から 10 日以内に変更データを提出しなければならない。

② 着工前業務

1 着工に先立ち、近隣住民との調整および建築準備調査等を十分に行い、工事の円滑な進行と近隣の理解および安全を確保すること。なお、地元および近隣に対しての説明会を予定しているので、資料の作成、工事概要の説明等協力すること。

2 請負者は、工事の着手前および完了後に、自ら必要と思われる範囲の近隣家屋・工作物の調査を実施し、工事に起因する損傷等の有無を確認すること。

3 工事に着手するときは、工事着工届書等を提出して監督員の承諾を受けること。

③ 施工期間中業務

1) 各種関連法令および工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書および施工計画に従って施工すること。

2) 各種機器類、建材類等の形状、色彩については原則として提案内容および設計図書によるものとするが、決定は、材料承認届を受けて、市が行うものとする。

3) 工事施工にあたっては、以下の点に留意すること。

1 請負者は、市に対し工事施工の事前説明および事後報告を行うこと。

2 工事中の安全対策、近隣住民との調整等は請負者において十分に行うこと。

3 夜間等における不法侵入を防止するなど、工事現場内の保安管理に留意すること。

4 事故、火災等非常時の対応については、予め県と協議のうえ安全計画書を作成し、事故等が発生した場合には安全計画に基づき直ちに必要な措置を講

じること。

5 工事にあたっては、粉塵飛散、搬出搬入車両の交通問題等、近隣への配慮に特に留意すること。

6 請負者は、建設等に伴う許認可等の各種申請を行うこと。

7 シンナー等の保管については、工事現場に放置することなく厳重に行い、盗難を防止するとともに、保管数量についても作業前、作業終了後の確認等確実な管理を行うこと。

8 喫煙等火気の使用については一定の場所を指定し、火元責任者を配すること。

9 過積載等違法運行防止を図り、道路交通法を遵守すること。

4) 材料の検査に伴う試験は、原則として公的試験場で行うこと

5) 各種下請業者、製造所、備品購入等市内で供給できるものについては、極力市内業者を選定すること。

6) 「公共工事に入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に従い、施工体制を講じること。

7) 請負者は電波法を遵守し、不法無線局を搭載した工事車両を使用しないものとし、工事現場において、不法無線局を搭載していると疑わしい車両を発見したときは、すみやかに監督員にその旨報告すること。

④ 竣工時業務

1) 工事完了検査に必要な手続き業務を、工事全体工程に支障がないよう実施すること。

2) 請負者は、建築基準法および消防法に基づく完了検査ならびに、市工事検査規定に基づく工事完了検査を受け、それらすべての検査において工事の完了が確認された後、施設の引き渡しを行うものとする。

3) 請負者は、引き渡し時に取扱説明書等必要書類を必要部数作成し、ファイリングして提出すること。（部数、詳細については、監督員の指示による。）

4) 竣工写真、竣工図は次のとおりとする。

a 竣工写真（施設ごと）

1 外観写真（キャビネ版）、内観写真（サービス版）をアルバムにて２部提出すること。

2 写真データ（ファイル形式：ＪＰＥＧ）をＣＤにて提出すること。

3 著作権は、請負者が市に無償で譲渡するものとし、市は了解無くパンフレット、広報等に活用できるものとすること。

b 竣工図（施設ごと）

1 Ａ１版に焼き付け製本し、２部提出すること。

2 原図およびＣＡＤデータを提出すること。

3 著作権は、請負者が市に無償で譲渡するものとする。

## ９ 関係法令

本業務は、本書に定めるほか、特に次の関連法令等を遵守して履行すること。また、その他業務遂行に必要な関係法令を遵守し、業務を遂行すること。

（１） 法令

・建築基準法
・都市計画法
・宅地造成等規制法
・道路法
・道路交通法
・電気事業法
・有線電気通信法
・水道法
・水質汚濁防止法
・下水道法
・消防法
・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
・大気汚染防止法
・騒音規制法
・振動規制法
・高齢者・障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）
・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
・エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）
・地球温暖化対策の推進に関する法律
・公共工事の品質確保の促進に関する法律
・建築関係資格法・業法・労働関係法
・学校教育法
・学校給食法
・学校保健法
・社会教育法
・児童福祉法
・地方教育行政の組織及び運営に関する法律
・義務教育諸施設費国庫負担法
・地方自治法
・労働安全衛生法
・労働基準法
・警備業法
・その他関連法規

（２） 条例等

・滋賀県建築基準条例および同施行規則
・だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例
・近江八幡市風景づくり条例
・近江八幡市景観法による届出行為等に関する条例

・近江八幡市給水条例
・近江八幡市下水道条例
・近江八幡市立こどもの家の設置及び管理に関する条例
・近江八幡市環境基本条例
・近江八幡市協働のまちづくり基本条例
・都市計画法に基づく開発行為に関する技術基準（近江八幡市）
・開発に伴う雨水排水計画基準（案）（県土木交通部河港課）
・その他関連条例

（３） 参考資料　文部科学省他

・ 健康的な学習環境を確保するために有害な化学物質の室内濃度低減に向けて　(施設面における主な留意点)　平成 23 年 3 月
・ CASBEE 学校－学校施設における総合的な環境性能評価手法－2010
・ 屋内運動場等の耐震性能診断基準　平成 18 年版　平成 22 年 10 月一部変更
・ こうやって作る木の学校
　～木材利用の進め方のポイント、工夫事例～　平成 22 年 5 月
・ 「特別支援教育推進のための学校施設づくりを目指して」
　～特別支援教育を推進するための施設整備事例集～　平成 20 年 6 月
・ 学校施設における防犯対策の点検･改善のために　－学校施設の防犯対策に係る点検・改善マニュアル作成の取組に関する調査研究報告書
　平成 19 年 8 月
・ 学校施設の防災機能の向上のために
　～避難所となる学校施設の防災機能に関する調査研究報告書～
　平成 19 年 8 月
・ 学校施設のバリアフリー化整備計画策定に関する実践事例集
　平成19年6月
・ 木材を活用した学校用家具の事例集　平成 17 年 3 月
・ 台風・集中豪雨に対する学校施設の安全のために　平成 17 年 3 月
・ 滋賀の環境教育　平成 20 年度環境教育実践事例集　滋賀県教育委員会
　http://www.pref.shiga.jp/edu/gakko/environment/top.html

※上記に関するすべての関連施行令・規則等についても含むものとし、また本業務を実施するに当たり必要とされるその他の関連法令及び本市の関連条例等についても遵守のこと。

## １０　公開資料

以下の資料をホームページ上で公開する。（ＰＤＦファイル）

・ 島小学校等整備事業スケジュール案
・ 現況写真
・ 現況図
　1) 島幼稚園現況平面図

2) 島小学校校舎 1 階～2 階平面図
3) 島小学校校舎立面図
4) 島小学校南校舎立面図
5) 島小学校屋内運動場平面図
6) 島小学校屋内運動場立面図
7) プール平面図

・ 土質調査による地質柱状図(敷地内および敷地周辺)
・ 近江八幡市水道管路台帳図（島小学校周辺）
・ 近江八幡市埋蔵文化財包蔵分布図
・ 近江八幡農業振興地域（農用地区域を表示した平面図）
・ 近江八幡八日市都市計画図（近江八幡市） (1:25,000)
・ 近江八幡市地形図 (1:25,000)
・ 近江八幡市都市計画図 (1:2,500)
・ 近江八幡市認定路線網図
・ 現況敷地平面図

## １１　閲覧資料

以下の資料は閲覧できる。

・ 小学校図面
・ 幼稚園図面
・ コミュニティセンター
・ 島小学校百年史
・ 滋賀の学校史―地域が育む子どもと教育